

3. 都市再生本部の発足

きっかけは緊急経済対策

1. 与党三党の「緊急経済対策」(H13. 3. 9)

- 21世紀型プロジェクトを積極的に推進するため「都市再生本部」を設置
- プロジェクトの実施機関、ファンドの創設
- エコタウン構想の展開 等

2. 政府の「緊急経済対策」(H13. 4. 6)

- 都市再生本部を内閣に設置。あわせて専属の事務局の設置。
- 21世紀型プロジェクト(広域循環都市プロジェクト、安全都市形成プロジェクト、交通基盤形成プロジェクト、都市拠点形成プロジェクト)
- 21世紀型プロジェクトについて必要な資金を適切に確保。

都市再生本部の体制

(平成13年 5月 8日閣議決定)

(平成18年10月13日閣議決定)

(平成19年10月 9日閣議決定)

本部長……

内閣総理大臣

副本部長……

内閣官房長官

地方再生担当大臣

国土交通大臣

本部長……

本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

4. 都市再生の理念と目標

1. 構造改革のキーワードは

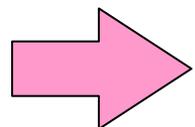
- 効率の低い分野から高い分野へ「人」「金」の移動＝「効率性重視」
- 「民間」でできることはすべて「民間」へ＝「民間重視」

2. 「都市再生」は、経済社会の効率性を高める

→人、産業、各種の都市活動が集積している都市への投資は当然、効率性が極めて高い。

3. 「都市再生」は民間主導で実現

→都市の8割は民間建築物。都市の再生は民間の力が主導。公共はその下支え。



都市再生基本方針(14年7月閣議決定)

都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定、平成16年4月16日・平成19年12月7日一部変更）

第一 都市再生の意義及び目標に関する事項

1 都市再生の意義

21世紀の我が国の活力の源泉である都市について、急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応して、その魅力と国際競争力を高めることが、都市再生の基本的な意義

また、都市再生は、民間に存在する資金やノウハウなどの民間の力を引き出し、それを都市に振り向け、さらに新たな需要を喚起することから、経済再生の実現につながる

さらに、都市再生は、土地の流動化を通じて不良債権問題の解消に寄与する

2 都市再生の目標

文化と歴史の継承、豊かで快適、国際的にみて活力にあふれた都市に再生、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐこと重視する観点

ア 都市の外延化を抑制し、コンパクトな都市構造への転換

イ 地震に危険な市街地の存在、慢性的な交通渋滞などの「20世紀の負の遺産」を解消

ウ 国際競争力ある都市、安心して暮らせる美しい都市、持続発展可能な社会、自然と共生した社会などの「21世紀の新しい都市」を創造

エ 蓄積された都市資産の価値を的確に評価、これを将来に向けて活用
オ 先進的な産業活動の場と生活の場という都市の二つの機能を充実

第二 都市の再生のために政府が重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針

1 都市再生に取り組む基本姿勢

優先順位をつけて関係省庁が施策を集中、地方公共団体等とも協力し戦略的に推進

2 都市再生施策の対象地域

ア 大都市圏が国際的にみて地盤沈下、豊かで経済活力ある都市に再生

イ 地方都市をはじめとする各都市では、人と自然の共生、豊かで快適な生活のためのまちづくり、市街地中心部の再生、鉄道による市街地分断の解消などの課題に重点

3 都市再生施策の重点分野

活力ある都市活動の確保、多様な交流・経済活動の実現、災害に強い都市構造の形成、持続発展可能な社会の構築、安心して快適な都市生活の実現、を重点分野とし、「都市機能の高度化」と「居住環境の向上」に向けて総合的に推進

4 都市再生施策の総合的な推進

（略）

第三 都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

（略）

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

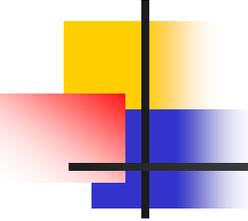
1 自主性と創意工夫による全国の都市再生の推進

稚内から石垣まで全国の都市を対象として、身の回りの生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る都市再生の取組を推進

市町村が都市再生整備計画を作成し、市町村の意欲的取組と、地域の自由な発想が活かせるまちづくり交付金・都市再生に必要な権限の一体化・行政と民間まちづくり活動との連携協働に関する国等の支援の基本的枠組を定める

2 都市再生整備計画において具体的に明らかにされるべき視点等

（略）



5. 都市再生本部の主な活動

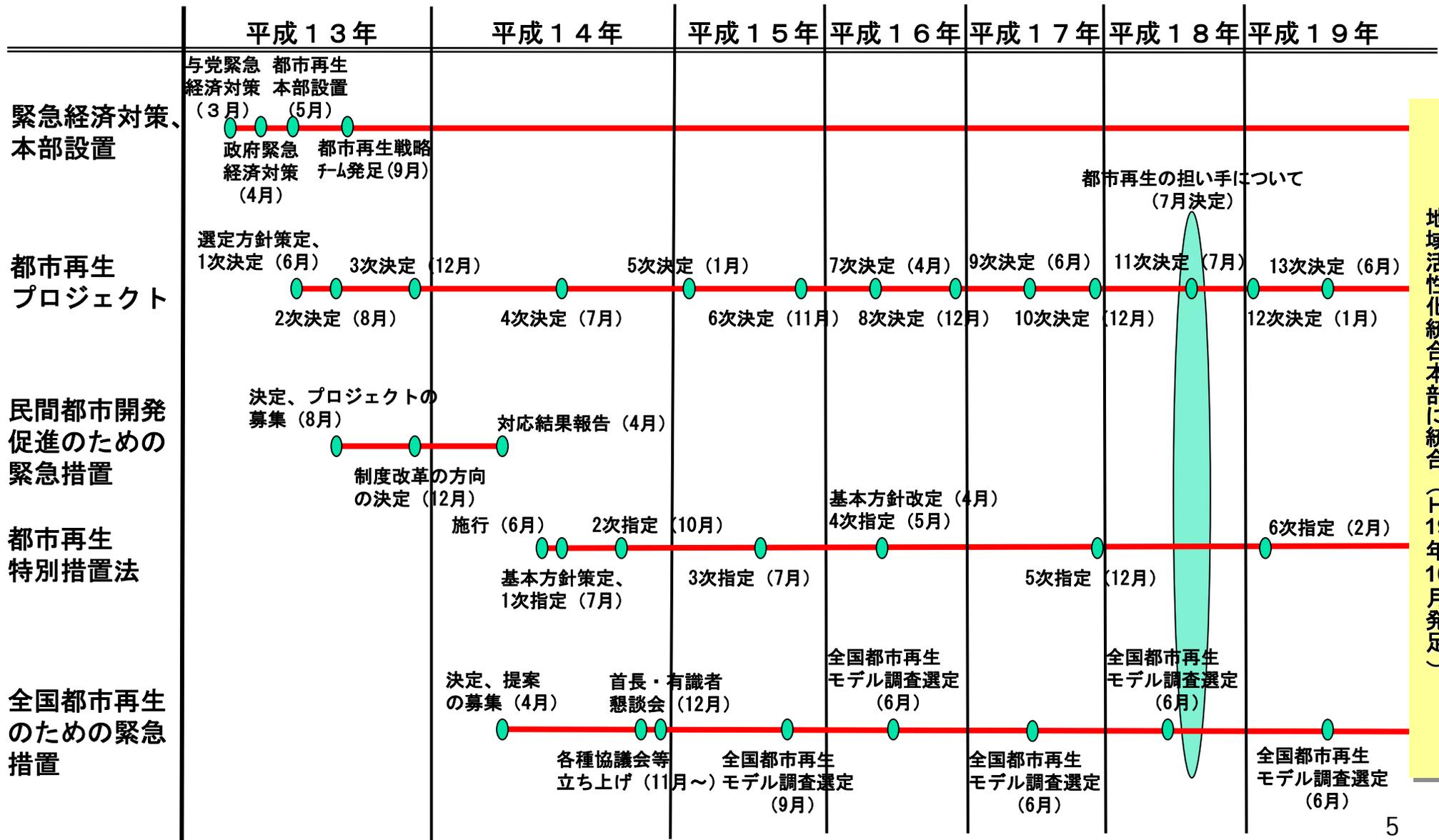
活動1 都市再生プロジェクト

活動2 民間都市開発投資の促進

活動3 全国都市再生

活動4 都市再生の新たな担い手

都市再生本部の活動の流れ



地域活性化統合本部に統合（H19年10月発足）